

時のことば／戸籍の読み仮名指針

「キラキラネーム」の可否を判断する際の基準として、法務省が2月、指針案を提示しました。「心愛（ここあ）」「彩夢（ゆめ）」のように読みや意味が関係するものは可。逆に「太郎（マイケル）」や「健（けんさま）」「高（ひくし）」のように、漢字と無関係な読みは不可です。差別的、ひわいな読みも認めません。5月26日の改正戸籍法の施行に合わせた措置です

「海員だより」